

宮古市
全庁ネットワーク再構築計画策定及び
調達支援業務

仕様書

令和4年6月9日

宮古市

1 業務名

宮古市全庁ネットワーク再構築計画策定及び調達支援業務

2 履行期間

契約締結の日から令和6年3月11日（月）まで

3 履行場所

宮古市

4 目的

本業務においては、本市のイントラネットワークの現状と課題を分析し、最新の外部動向を踏まえて、次期ネットワークの再構築計画を策定するとともに、次期ネットワークの調達支援を行い、本市にとって最適なネットワークを再構築することを目的とする。

5 基本方針

- (1) 信頼性、可用性、保守性、安全性の高いネットワークシステムとし、省電力など環境にも配慮したネットワーク構成とする。
- (2) 行政手続のオンライン化等の将来の変化に対応できる柔軟で拡張性のある設計とする。
- (3) ネットワーク機器の設定変更や障害発生時の初動対応といった日々の運用は職員が行うことを前提としていることから、運用面における様々な負担を軽減し、効率的・安定的に運用できる技術を採用する。
- (4) 総務省が定める「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」への対応についても考慮する。
- (5) 全庁ネットワーク調達の競争性を確保するため、技術仕様は、業界標準的な規格に沿ったものとする。

6 全体スケジュール

本市全庁ネットワークの構築までの全体のスケジュールは、概ね以下のとおりである。

- ・令和4年10月 予算要求
- ・令和5年3月末 全庁ネットワーク再構築計画書とりまとめ
- ・令和5年11月 全庁ネットワーク再構築業務公告
- ・令和6年1月 全庁ネットワーク再構築事業受託者選定

7 対象範囲

庁内（庁舎及び出先拠点）のイントラネットワークにおける課題抽出の対象は、庁内の各セグメント（個人番号利用事務系ネットワーク、LGWAN 接続系ネットワーク、インターネット接続系ネットワーク、特定用途のネットワーク、その他のネットワーク）ごとに、有線 LAN、無線 LAN、各ネットワークに接続しているサーバ、インターネットへ接続するための機器及び各ネットワークで稼働しているシステムとする。

あるべきネットワーク像の検討、調達支援の対象は、LGWAN 接続系ネットワーク、インターネット接続系ネットワークの有線 LAN、無線 LAN、各ネットワークに接続しているサーバ、インターネットへ接続するための機器及び各ネットワークで稼働しているシステムとする。

【LGWAN 接続系ネットワークで稼働しているシステム】

グループウェア、メール、文書管理、財務会計、例規システム 等

【インターネット接続系ネットワークで稼働しているシステム】

Web メール、CMS（ホームページ）、会議録システム 等

8 業務内容

(1) 業務管理（令和4・5年度）

本業務を遂行するにあたり、業務を円滑に推進するため、業務管理を実施すること。具体的な実施内容は以下のとおりである。

ア 業務実施計画書の作成

受注者は、本業務の作業着手前に業務実施計画書を作成すること。業務実施計画書には、作業実施計画（スケジュール、WBS（Work Breakdown Structure、作業分解構成図）、実施体制等）及び業務管理手法を明記したものとすること。

イ 進捗管理の実施

進捗管理表を作成し、スケジュールに基づく作業全体の進捗管理を行うこと。業務遂行に伴い発生した課題に対して課題管理を行うこと。

ウ 定例会の運営

業務の進行状況を報告する定例会（月1回）を実施すること。また、定例会後は議事録を速やかに作成し、本市の承認を得ること。なお、定例会は Web 会議による開催でもよいものとする。

(2) 現状調査と分析（令和4年度）

全庁ネットワーク再構築に向けて、現行ネットワークや国の動向等を調査し、情報収集及び分析を行う。具体的な実施内容は以下のとおりである。

ア 現状調査

図面及び現地の確認等により、現行の庁内ネットワークについて、現状調査を実施すること。

イ 外部動向調査

国のデジタル・ガバメント等に関する政策動向や、ネットワークに関する最新技術動向等について調査すること。

ウ 課題の整理・分析

ア、イの調査結果を踏まえ、現行の情報ネットワークにおける問題点及び課題（対応の方向性）の抽出及び分析を行うこと。

(3) 再構築計画の策定（令和4年度）

現状調査と分析結果を踏まえて、あるべき姿の検討を行う。また、必要費用を明らかにするとともに、費用対効果等を検証し、再構築計画を策定する。具体的な実施内容は以下のとおりである。

ア あるべき姿の検討

(ア) 基本方針に沿って検討すること。

(イ) 現状調査と分析の結果を踏まえて、よりよいネットワークの姿を検討すること。

イ 費用対効果の検証

(ア) 費用対効果等について分析・検証すること。

(イ) 全庁ネットワーク再構築に係る積算資料（概算）を令和4年10月末日までに提出すること。

ウ 計画書とりまとめ

(ア) 全庁ネットワーク再構築計画書を作成すること。

(イ) 計画書には、全庁ネットワーク再構築の方針、スケジュール、整備内容等を記載すること。

(4) 調達支援（令和5年度）

全庁ネットワーク再構築業務の調達仕様書案の作成支援を行うこと。具体的な実施内容は以下のとおりである。

ア 調達仕様書の作成支援

調達仕様書の作成支援を実施すること（調達実施要領、事業者選定基準等調達書類等を含む。）。なお、調達方法はプロポーザルを予定している。

イ 業者選定における審査支援

本業務により策定した再構築計画に基づき実施する、全庁ネットワーク再構築業務公募型プロポーザルの審査支援を行うこと。

9 納品物

下記提出物を作成し、提出期限までに紙媒体2部、電子媒体1部（CD-R等）で納入すること。（※書式は自由、原則A4版での作成とする）

No.	成果物	提出期限
1	業務実施計画書（プロジェクト体制図含む）	契約後2週間以内
2	全庁ネットワーク再構築に係る積算資料（概算）	令和4年10月末日
3	現状調査・分析報告書、全庁ネットワーク再構築計画書	令和5年3月20日（月）
4	全庁ネットワーク再構築に向けた調達仕様書（案）一式	令和5年9月末日
5	業務完了報告書	令和6年3月11日（月）
6	その他業務により作成した資料等	令和6年3月11日（月）

10 その他遵守事項

(1) 守秘義務

受託者（本調達の一部を再委託により行った場合はそれらの委託先を含む。）は、業務上知り得た情報を厳重に管理し、本業務の関係者以外の者に漏らし、又は本業務の履行のため以外の目的に使用してはならない。このことについては、契約期間が終了した後であっても同様とする。万一、受託者の責に帰す情報漏えいが発生した場合、それにより発生する損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受託者が自己の責任において処理しなければならない。

受託者の雇用人が、異動、退職等により業務を離れる場合についても、受託者はその者に対し取得情報を秘匿させなければならない。

(2) 著作権

本委託業務において提出される文書、作成されたプログラムやツール等、本書に定める業務を履行するにあたり受託者が作成し、発注者に提出した電子データや資料等の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利をいう。以下同じ。）は、発注者に帰属する。ただし、受託者が従前より権利を有する著作物及びノウハウを除く。また、受託者は、発注者に著作権が帰属する資料等に関し、いかなる場合においても著作者人格権（著作権法第18条から第20条までに規定する権利をいう。）を一切行使しないものとする。

(3) 第三者への委託

ア 受託者は、本業務の全部を一括して又は主要な部分を第三者に委託してはならない。

イ 受託者は、本業務の一部（主要な部分を除く。）を第三者に委託する場合、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。